



申請をお忘れなく

# 不妊治療費・不育症治療費助成申請

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 ☎229-5001

令和3年度に治療が終了した保険適用外の特定不妊治療費(体外受精・顕微授精)、男性不妊治療費、一般不妊治療費(人工授精)、不育症治療費の助成申請期限は、治療が終了した日を含めて60日以内です。

※やむを得ない理由により60日を超えた場合は遅延理由書が必要です。ただし、治療が終了した日の属する年度内の申請に限りますので、令和4年1

月31日以前に終了した治療は令和4年3月31日(木)までに申請してください(郵送の場合は、簡易書留郵便利用で3月31日(木)消印有効)。

※令和4年度から不妊治療が保険適用となることに伴い、不妊治療費助成制度も変更となる予定です。手続きや内容については、津市ホームページで随時お知らせします。



一定以上の所得がある人の窓口負担割合が変わります

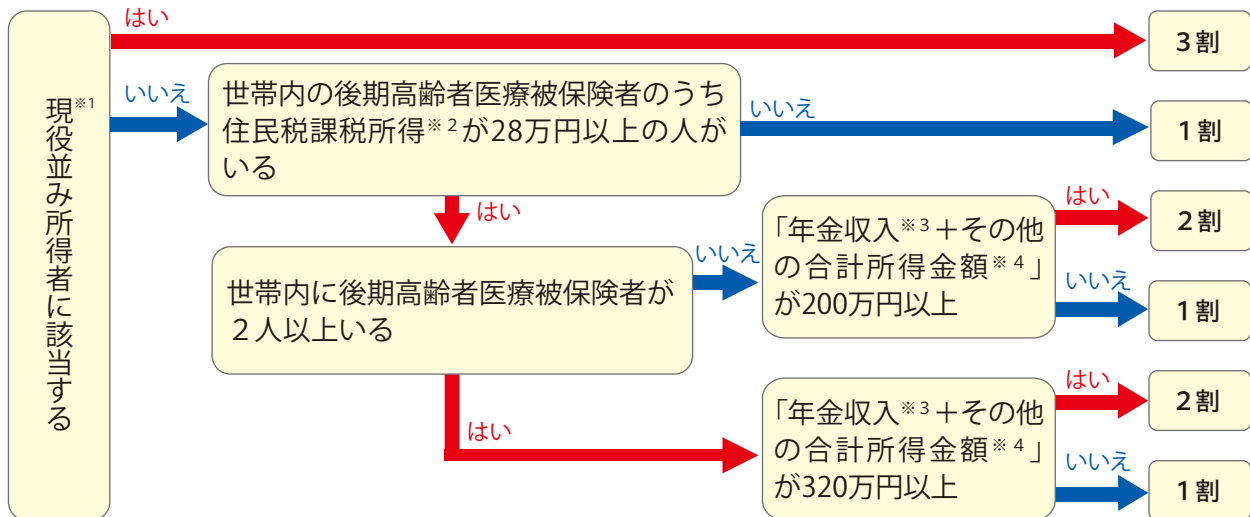
# 後期高齢者医療制度

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 ☎229-5001

今年10月1日から一定以上の所得のある後期高齢者医療被保険者(現役並み所得者<sup>※1</sup>を除く)は、窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合は後期高齢者被保険者の住民税課税所得<sup>※2</sup>や、年金収入<sup>※3</sup>をもとに世帯単位で判定しますので以下のフロー

チャートでご確認ください。制度改正については、厚生労働省の「後期高齢者窓口負担割合コールセンター(☎0120-002-719、月～土曜日9時～18時、祝・休日を除く)」にお問い合わせください。

窓口負担割合判定フローチャート



- ※1 「現役並み所得者」とは住民税課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人
- ※2 「住民税課税所得」とは個人市民税・県民税納税通知書の「課税所得金額」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除)を差し引いた後の金額)
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。  
また、イベント等の会場では手指消毒、マスク着用、検温、連絡先の確認などにご協力ください。